

令和2年5月15日

保護者の皆様

三重県立菟野高等学校

教育活動の再開について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、平素より、また臨時休業期間中の本校の取組に対してご理解・ご協力を賜り、改めて心より感謝申し上げます。

さて、5月11日付「今後の学校教育活動の再開にかかる検討状況について」でお知らせしたとおり、県教育委員会においては、登校日や学校再開の判断を早めることを検討してきました。

このような中、昨日（5月14日）、本県、及び愛知県、岐阜県が国の緊急事態宣言の対象地域から解除されたことを受けて、子どもたちの安全を第一に考えつつ、学びの継続を保障するため、5月18日（月）に臨時休業を解除することとなりました。

本校においては、別紙のとおり、5月18日（月）からオンライン教育と学年別の分散登校を並行して行います。その後、6月1日（月）から通常の教育活動を実施することとします。

つきましては、分散登校や学校を再開する際に、保護者の皆様にご留意いただくことやお知りおきいただきたいことについて、下記のとおりお示しします。引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、教育活動の再開については、現時点における県内の感染状況を前提としたものであり、再び国の緊急事態宣言の対象地域となるなど、今後の状況の変化や文部科学省からの通知を受けて、変更することがありますのでご承知おきください。

記

1 健康管理、及び感染防止対策について

- (1) 毎朝の体温測定を行うなどの体調管理に努めること。
- (2) 免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。
- (3) 発熱等の風邪症状がみられる場合は、自宅で休養すること。
欠席連絡の際は、体温、症状などをできるだけ詳しくお知らせください。
- (4) 万が一、生徒や保護者が感染した場合や濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡を受けた場合は、早急にお知らせください。

- (5) 朝のSHRには「健康観察表」を用いて、また、各時限の授業の開始時には注意深く観察する等により、生徒の健康状態を確認し、発熱や該当の諸症状などコロナ感染が疑われる症状がある場合は、早退を指示することがあること。

その際、公共交通機関による帰宅ができないため、学校まで出迎えをお願いすることになりますので、ご協力ください。

- (6) 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。また、登校時、在校時は、マスクを着用すること。なお、マスクが入手困難な状況にあることから、手作りマスク等の工夫をすること。

【参考】文部科学省 YouTube「MEXT channel」など

- (7) 通学以外は外出を控え、自宅で過ごすこと。とりわけ、①換気が悪く、②人が密に集まって過ごすような空間で、③不特定多数の人が接触するおそれが高い場所（ライブハウス、カラオケ、ゲームセンター、イベント等）に、集団で集まることを避けること。

2 登下校について

- (1) 電車やバスを利用して通学する際は、混雑状況に応じて、
- ① 時間差で登下校する
 - ② できるだけ空いている車両に乗車する
 - ③ 窓を開ける
 - ④ 車内での会話や発声を控える など、可能な範囲で対応すること。
- (2) これまで自動車での送迎は禁止してきまましたが、当面の間、認めることとします。今後は、交通事故に十分ご注意くださいとともに、理科棟と弓道場の間の通用門（正門から北へ約100メートル）から入り、弓道場前の駐車場で乗降すること。

なお、学校周辺の路上や近隣施設の駐車場等での乗降は絶対にしないこと。

3 部活動について

部活動については、引き続き5月31日（日）まで休止とし、6月1日（月）から再開します。活動にあたっては、感染防止対策を徹底するとともに、生徒の体力低下が心配されるため、過度な負担のかからない活動とし、気温が高くなる時期でもあることから、十分な熱中症対策を講じることとします。

なお、当面の間、活動は自校内で行い、対外試合、合同練習、演奏会等は実施しません。

【参考】本校が実施する感染症対策の例（一部）

1 基本的な感染症対策の実施

- ・朝のSHRや各時限の授業の開始時に、発熱等の風邪の症状がみられるときは、症状を確認したうえで、早退させ自宅で休養させるなど、必要な措置を講じます。
- ・生徒がいつでも手指の消毒ができるよう、昇降口等にアルコール消毒を設置します。
- ・清掃の時間等を利用して、教室やトイレ等、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について、消毒液を使用して清掃するなど、校内の消毒に取り組みます。

2 集団感染のリスクへの対応

- ・教室等のこまめな換気を実施します。また、衣服等による温度調節にも配慮します。
- ・授業等において、近距離での会話や発声等の際の飛沫の飛散防止に配慮します。
- ・実技指導や実習において、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動については、年間指導計画の中での順序を変更します。また、3つの密の条件を排除したうえで、実技指導や実習を行います。
- ・校内で共用する用具や備品の使用後には、手洗いをするように指導します。
- ・3学年が同時に集まる学校行事（全校集会等）については、中止、または教室で放送を聞く形に変更して実施します。
- ・学年集会も同様に中止、または形式の変更を検討します。また、学年集会を実施せざるを得ない場合は、屋外、または十分に換気した体育館で、できる限り一人ひとりの間隔を確保します。

これらの対応は、一例です。本校教職員が一丸となって、できる限り、考えられる限りの対策を実施しながら、教育活動を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。